

令和4年7月15日

▼タイトル

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の改訂について

▼概要

滋賀県の「コロナとの付き合い方滋賀プラン」における警戒レベルが「レベル2（警戒を強化すべきレベル）」に引き上げられたこと等により、本市の対処方針を見直しましたのでお知らせします。

詳しくは、別添の対処方針にてご確認ください。

▼問い合わせ先

- 所 属：政策部 危機管理局防災課
- 電話番号：0740（25）8133
- ファックス：0740（25）8551

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和4年7月15日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

国内の新型コロナウイルスの感染状況は、社会経済活動の再開や外国人観光客の受入の再開、オミクロン株の新たな変異株への置き換え等により7月以降は全国的に感染が再拡大し、第7波に入ったとみられている。

滋賀県内においても、連日多くの感染が報告され、病床使用率が34.7%（7月12日現在）となっていること等を受けて、県では7月13日に「レベル2（警戒を強化すべきレベル）」に引き上げるとともに、県民に向けた基本的な感染予防対策の徹底と若い世代の3回目予防接種の積極的な推進方針が示された。

市内においてもクラスター事案が発生する等、感染拡大傾向が顕著になってきており、今後、夏休み等で観光や帰省など人流が増加することが想定される中で、社会経済活動の回復と感染予防対策の両立を図るため、市としての当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

1. ワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、追加接種（4回目接種）について、医療機関での個別接種、市が実施する集団接種により接種体制を整える。

また、現在の感染拡大状況に鑑み、特に3回目の接種率の低い若者層への追加接種の必要性を周知するとともに、接種を希望される方には、引き続き市内の医療機関を案内し、市の集団接種会場においても再度3回目接種を行う。

1) 4回目接種

重症化予防を目的に下記のとおり実施する。

<対象者>

3回目接種を終えている60歳以上の方および18歳以上の基礎疾患のある方
その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※今後示される国の方針に基づき、医療従事者、高齢者・障がい者施設従事者への接種準備を進める。

<接種間隔>

3回目のワクチン接種から少なくとも5か月以上空けて実施

<接種券の送付>

- ・ 60歳以上の方

3回目接種日から5か月経過した方に、接種券を順次発送

- ・ 基礎疾患を有する方

接種券の交付申請書を事前に市へ提出いただき、これに基づき接種券を交付

① 個別接種

ア. 接種医療機関：市内の27の医療機関

イ. ワクチン：ファイザー社ワクチンおよびモデルナ社ワクチン

ウ. 開始時期：7月8日から

② 集団接種

ア. 土曜日（午後）、日曜日（午前および午後）に実施

イ. ワクチン：モデルナ社ワクチン

ウ. 開始時期：7月30日以降

エ. 予約：

㊦コールセンター（月～金曜日の9:00～17:00）

㊦Web（24時間）

2) 現在までの接種率（12歳以上） ※令和4年7月11日現在

1回目接種率：91.1%

2回目接種率：90.7%

3回目接種率：72.4%

2. 感染防止対策について

(1) 感染対策の徹底

- ・ 基本的な感染対策の徹底（手洗い、マスクの着用、密の回避等）
- ・ 会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う。
- ・ 家庭でも感染対策を徹底する。（エアコン使用中の常時換気、咳エチケット、取手・ノブなどの共用部分の消毒等）
- ・ 家族以外の方と接する場面は、感染リスクが高まる場面に注意。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養

(2) マスクの着用について

国では、屋外で周囲との距離が2 m程度確保できている場合や、屋外で周囲との距離が十分に確保できない場面でも、周囲で会話が少なくなような場合には、マスク着用は必ずしも必要ではないとされており、特に高温や多湿といった環境下では、熱中症のリスクが高くなることから、感染リスクの低い場面においては、過剰なマスクの着用は控える。

未就学児に対しては屋内外問わず、マスクを着用することは求めない。

なお、マスク着用は、飛沫の拡散防止に有効で、感染対策としての大きな役割を果たしており、感染リスクの高い場所等では、引き続きマスク着用を推奨する。

(3) 小中学校における対策

文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み『～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染予防対策を講じる。

1) 小中学校における感染症対策について

以下のような学習活動については、県教育委員会の「地域感染レベル」に応じて、各校の感染状況を踏まえ、実施について検討し、判断する。また保護者に対しては、引き続き感染防止対策の呼びかけを行う。

①各校において感染状況を踏まえ、可能な限り感染症対策を講じた上で実施を検討

ア. 保健体育科における密集し、組み合ったり、接触したりする運動

イ. 音楽科における合唱やリコーダー等の演奏、家庭科における調理実習

②感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけ

ア. 家族ぐるみの検温などの健康管理、児童生徒本人や同居家族に発熱等の症状がある等、感染が心配される場合の登校自粛を依頼。

2) 学校行事および校外活動について

①全校的な校内行事（運動会、体育祭、文化祭等）は、感染症対策を講じた上で実施する。

②校外活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）は、感染症対策を講じた上で、以下の事項に留意して実施する。

・実施時期：滋賀県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない期間に実施する。

・訪問地：緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない地域を訪問地とする。

- ・その他：児童生徒または同居家族に発熱等の症状がある場合は、当該児童生徒の参加を見合わせる。

3) 小中学校におけるマスクの着用について

マスクが不要な場面は、登下校（徒歩・自転車）や運動時（体育の授業や部活動など）等で、人との距離が十分確保できる場合とする。また、マスク着用が必要な場面でも、熱中症の恐れや身体的理由がある場合については、マスクを外すよう指導する。

なお、マスクが不要な場面や引き続きマスク着用が必要な場面、感染リスクの高い場所での適切なマスク着用については、文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインに基づき、各学校に周知、指導する。

あわせて、感染症やマスク着用等に関する差別や偏見がないよう配慮する。

4) 児童生徒の感染が確認された場合の対応について

- ① 感染者ならびに濃厚接触者は出席停止とする。
- ② 同日に同じ学級で2人以上の感染が確認された場合、もしくは、1人の感染が確認された他に複数の体調不良者がいる場合は、3日間程度の学級閉鎖の措置を講じる。
- ③ 感染拡大、クラスターの可能性がある場合については、状況に応じて休業期間の延長や、全校臨時休業等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。
- ④ 上記の判断については、園・学校等の関係機関と協議の上、判断する。

(4) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等における対策

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができる工夫と行動について十分留意した上で、引続き感染症対策を講じながら保育教育活動を行っていく。

1) 園行事、園外活動について

保育活動や園行事、園外活動については、幼児の特性をふまえた上で、活動時間や人数の制限をする等の工夫をしながら行う。

2) 園等におけるマスクの着用について

園児に対しては屋内外問わず、マスクを着用することは求めない。

マスクを着用させる場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用させるものとする。

3) 園児の感染が確認された場合の対応について

- ① 感染者ならびに濃厚接触者は出席停止とする。
- ② 感染者が出た場合は、園内感染が疑われる場合には3日程度の学級閉鎖を行う。
- ③ 感染者が出た場合でも、家庭内感染でありその後園内感染のおそれがない場合は閉鎖しない。
- ④ 感染拡大、クラスターの可能性がある場合には、状況に応じて学級閉鎖期間の延長や、休園等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。

なお、私立認定こども園、幼稚園、学童保育所等についても公立認定こども園等に準じた対応とするが、学童保育所のマスク着用に関しては、小学校に準じて判断するものとする。

(5) 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
- ・ テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策の実施

3. 濃厚接触者の特定等について

- ・ 滋賀県では令和4年3月28日より、濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および積極的疫学調査の方針が見直され、濃厚接触者の特定は同一世帯・医療機関および福祉施設等に限定されることになりました。

なお、こども園や小中学校、事業所等で感染者が発生した場合は、それぞれの責任者により対応することとされたところです。

詳しくは高島保健所(22-2525)へお問い合わせいただくか、滋賀県コロナウイルス対策ホームページを確認してください。

※滋賀県ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/yakuza/324452.html>

4. 公共施設等について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の使用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

5. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) イベントや会議の開催における対策（当面の間）

収容率の目安	
観客等が大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	観客等が大声での歓声・声援等が想定されるもの
収容率 100%以内 席がない場合は適切な間隔を確保 (人と人が接触しない程度の距離を確保)	収容率 50%以内 席がない場合は人と人との身体的距離を1 m以上確保

- ・ マスクの着用やこまめな換気を行い、会場には消毒液等を設置する。
- ・ 上記のほか、万全な感染予防対策を講じるとともに、十分な感染症対策を行うこと。

(2) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

6. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・ 医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・ 感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

7. 災害時の避難行動について

災害時の避難所における感染防止を徹底するため、以下の避難行動を推進する。

- ・ 避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・ 広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

8. 感染症対策にかかる市の独自支援策（たかしま応援プロジェクト）

（1）たかしま応援プロジェクト【第9弾】

コロナ禍における原油価格・物価価格の高騰等、厳しい経済環境に直面する事業者や市民の生活を支援し地域経済の活性化を図るため、市民1人当たり1万円の地域通貨「アイカ」を配付する。

地域通貨アイカの配布（1人当たり1万円） 予算額 484,110千円

対象者：基準日（令和4年7月1日）時点で、高島市内に住所のある方

使用期間：令和4年8月1日（月）～令和5年1月31日（火）

（2）これまで実施した支援策

【第1弾】

「地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）」

- ・対象者 47,900人（20,505世帯）・換金額 473,290千円
- ・使用期間 令和2年5月15日～令和2年10月31日

「図書カードの支給（1人当たり3千円）」

- ・対象者 0歳から18歳までの方
- ・対象人数 6,398人（3,626世帯）
- ・決算額 19,194千円

【第2弾】

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・支援金 中小企業 30万円（県20万円 市10万円）
個人事業主 20万円（県10万円 市10万円）
- ・決算額 39,900千円（399事業者）
- ・休業要請期間 令和2年4月25日～5月6日

【第3弾】

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・減免額 水道料金（6月請求分） 34,039千円
下水道使用料（7月請求分） 51,496千円

【第4弾】

「高島がんばる事業者サポート給付金」

令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・給付金 159,500千円（1,595事業者）

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給 助成金 16,256千円
宿泊延人数 13,112人 バス台数 194台

【第5弾】**「新生児特別定額給付金」**

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に1人当たり10万円を給付する。

- ・決算額 21,100千円
- ・対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児

「指定管理施設運営支援交付金」

令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・過去3か年の4月～6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。
 - ・決算額 54,800千円 農業振興施設 2施設 7,700千円
 - 観光振興施設 9施設 47,100千円

【第6弾】**「インフルエンザ予防接種費用助成」**

新型コロナウイルスの拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成。

- ・決算額 27,009千円（内市上乗せ分 8,915千円）
- ・対象者 65歳以上の方等
 - 1人あたり1,300円の個人負担分を助成し、無料とする。
 - 義務教育以下の子どもおよび妊婦の方
 - 接種ごとに2,000円を助成
- ・実施期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで

【第7弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

- ・地域通貨アイカの支給（1人当たり5千円）
 - 対象者 47,290人（20,684世帯） 換金額 232,737千円
 - 使用期間 令和3年6月1日～令和3年11月30日

「キャッシュレス決済たかしま応援プレミアムポイント還元事業」

非接触型支払いツールである、キャッシュレス決済の普及促進をはかるため、高島市内の加盟店にて、支払いをすると最大30%のポイントボーナスを付与

ポイント還元額 47,789,423円

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給 助成金 25,267千円
- 宿泊延人数 19,636人 バス台数 375台

「たかしま学生エール便」プロジェクト

コロナ禍の中、市外で一人暮らしをする本市出身の学生を応援するため市内特産品を贈る。
決算額 2,459千円

【第8弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

- 地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）
 - 対象者 46,991人（20,602世帯） 換金額 362,647千円（R4.3末現在）
 - 使用期間 令和3年12月1日～令和4年5月31日

「高島がんばる事業者サポート給付金」

対象期間のいずれかの月で新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で、売上が30%以上減少した、市内に事業所等のある事業者を支援。

給付金 9,530千円（953事業者）
